

部内各所属長 殿

土 木 部 長

### 業務書類の簡素化の取り組みについて

このことについて、土木建設工事に係る測量、調査、設計業務等の委託業務において、受発注者双方の生産性向上を図るため、下記のとおり実施することとしたので周知徹底願います。

#### 記

#### 1 簡素化した内容

主な内容（詳細は各改定通知を参照）	改定した基準等
<b>■書類の電子メールによる提出</b> ① 一部書類について、電子メールによる提出可能 （後日押印した書類の提出は不要） 〔業務履行報告書、業務段階確認申出書、業務打合簿、業務計画書、変更業務計画書、その他押印を必要としない調査職員あての書類〕	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務書類の簡素化試行要領（案）の施行</li><li>・ 共通仕様書の改定</li></ul>
<b>■提出書類の簡素化</b> ② 当初契約時以外の業務工程表は提出不要 （変更時の工程は変更業務計画書にて確認） ③ 変更業務計画書の提出は、数量等の軽微な変更の場合は除くことを明記	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通仕様書の改定</li></ul>
<b>■様式変更による書類作成の簡素化</b> ④ 業務工程表、業務履行報告書の様式を、4月始まりから、任意の月からの様式に変更 ⑤ 業務履行報告書の様式を、受注者から知事あてから、管理技術者から調査職員あてに変更 ⑥ 主要な様式の作成フォーマットを Word 形式から Excel 形式へ変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式の改定</li></ul>

#### 2 適用年月日

平成 30 年 8 月 1 日以降に作成する設計書（①については住宅建設・営繕工事に係るものを除く）から適用する。なお、既発注業務においても受発注者協議の上、平成 30 年 8 月 1 日から適用可能とする。

様式の変更（④⑤⑥）については、平成 30 年 8 月 1 日以降提出する書類から適用する。